

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
佐賀県

2 構造改革特別区域の名称  
佐賀県保育所看護師配置促進特区

3 構造改革特別区域の範囲  
佐賀県全域

4 構造改革特別区域の特性

① 少子化の進行

本県における出生数は、平成 21 年には 7,518 人となっている。

また、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率も、平成 21 年は 1.49 と依然として人口を維持する水準である人口置換水準の 2.07 を大きく下回っている。

② 女性有業率及び夫婦共働き家庭の割合

本県における女性有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）は、50.5% となっており、全国平均の 48.8% を 1.7 ポイント上回っている。

また、夫婦共働き家庭の割合は、平成 17 年国勢調査結果では、52.3% で九州 1 位（全国 9 位）と高くなっている。

③ 保育ニーズと低年齢児の預かり・病児病後児保育に対するニーズの高まり

女性有業率や共働き家庭の割合が高いことに加え、近年の経済情勢の悪化により就労を希望している保護者の増加などを背景に、少子化により平成 13 年から平成 22 年にかけて就学前児童数が 86%（53,612 人→46,387 人）に減少する一方、保育所入所児童数は 113%（17,332 人→19,753 人）に増加している。

また、0 歳児についても保育ニーズは増加傾向にあり、平成 22 年 4 月 1 日現在の保育所入所 0 歳児数は 909 名であり、平成 23 年 4 月 1 日には 960 名を見込んでいる。

一方、県内に在住している 20 歳以上の男女を対象に、安心して子育てができる環境になっているかどうかの実感を調査したところ、「思わない」、「あまりそう思わない」との回答が 41% と 4 割を超えており、その理由については、「低年齢児や病児・病後児を預けることができない」との回答が 28.2% と 3 番目に高くなっている。

このことから、本県においては、低年齢児の預かり、病気や体調不良の子どもに対する支援を望む声が高いことがうかがえる。

#### ④ 看護師・保健師を配置している保育所

この様に、低年齢児の預かり、病児病後児保育へのニーズが高まっている一方、これらの保育の提供に当たって鍵となる看護師・保健師（以下、「看護師等」という。）を配置している保育所は平成 22 年 4 月 1 日現在、220 施設中 60 施設、全体の 27.2%と少ない状況となっている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本県では女性有業率や共働き家庭の割合が高いことなどから、就学前児童数が減少している中でも、保育所への入所を希望する方、特に 0 歳児からの低年齢児保育を希望する方が増加している。

一般的に 0～1 歳児は疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きいことから、日頃の健康管理や病状観察などを適切に行う必要がある。特に、新型インフルエンザなど感染症予防への取組み、体調不良児への対応、怪我や事故などへの適切な処置が保育所に対して求められていることから、より安全・安心な保育環境を推進するためにも、医療の専門知識を備えた看護師等を各保育所に配置することが必要であると考えている。

しかし、県内保育所において看護師等を配置している保育所は、平成 22 年 4 月 1 日現在、全 220 施設中 60 施設と全体の 27.2%に止まっている状況となっている。

この背景にあるのは、

- ・児童福祉施設最低基準において看護師等を 1 人に限って保育士としてみなすことができるのは、乳児 6 人以上を入所させる保育所に限定されていること
- ・毎年度、0 歳児の入所児童数が増減し、乳児が 6 人未満になった場合に雇用している看護師等の人件費が余剰となり、保育所経営が圧迫されることなどから、結果として看護師等の継続雇用に繋がらないことが考えられる。

こうした中、本特例措置を活用することにより、受入れ乳児が 4 人以上 6 人未満であっても看護師等を保育士定数に算入できるようにすることで、小規模保育所をはじめ多くの保育所での看護師配置を促進することが可能となる。

本特例措置の適用を受ける保育所に入所する 0 歳児は平成 23 年 4 月 1 日時点で 795 名を予定しており、低年齢児保育等へのニーズに適切に対応でき、県民が安心して子どもを預け、子育てができる環境づくりを推進することができる。

さらに当該事業を実施することで、地域の活性化のみならず、将来、全国的な構造改革へと波及しうるものと期待される。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 県内の 0 歳児を預かる保育所への看護師等の配置を促進するとともに、0 歳児の変動に伴う看護師等の短期雇用を少なくし、常時、保育所に看護師等を配置させることで、園医との連携のもと、子どもや職員の健康管理及び保健計画等を策定し、実践する。

- ② 保育所における子どもの体調不良・疾病異常・傷害発生時の救急的処置と保育士等に対する指導・助言を推進する。
- ③ 子どもや職員への衛生指導を徹底するとともに、子どもの発育、発達・健康状態を把握することで、感染症などを早期に発見し、対策を講じる。
- ④ 上記の取り組みを踏まえ、保育所と家庭が連携し、子育て世帯における子どもの発育、健康への理解を深めるとともに、安心して子どもを預けることができる環境づくりを推進する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 保健計画の策定に伴う保健衛生環境の維持・向上

園医との連携のもと年間を通じた健康管理及び保健計画等を策定し、乳幼児の発達や特性に応じた適切な対応を行うことで、保健衛生環境の維持・向上を図ることができる。

### ② 子どもや職員への衛生指導

日々の保育活動を通して基本的な清潔の習慣が身につくよう子どもに対して衛生指導を実施するとともに、園内研修等を通じて職員の衛生知識の向上を図ることで、感染症等の発生防止を図ることができる。

### ③ 感染症等の予防対策

看護師等の専門性を活用し、子どもの発育や発達・健康状態を観察することで、感染症、慢性的疾患、障害等を早期に発見することができ、予防対策等の対応を図ることができる。

### ④ 保護者と連携した健康への取り組み

保護者にこどもの日々の健康状態や健康診断の結果、疾病時の看護の方法、感染予防の対応を伝えるなど保育所と家庭が連携することによって、子育て世帯における子どもの発育、健康への理解を深めることができる。

### ⑤ 子育て支援施策の充実

子育て世代にとって療育環境に不安が大きい低年齢児を中心に、安心して子どもを預けることができる環境が整備され、子育て支援施策が充実するとともに、子育てと仕事の両立の支援が進み、女性の就業意欲の向上、少子化への対応が可能となる。

### ⑥ 看護師等の継続雇用に伴う地域活性化

看護師等の継続雇用につながり、就労機会の増加による地域の活性化を図ることができる。

## 8 特定事業の名称

### 936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 保育士・看護師人材登録支援センター事業

各市町に保育士・看護師人材登録支援センター（仮称）を設置し、看護師等の安定的な確保を図る。

② 看護師等を対象とした研修会の実施

看護師等を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図る。

③ 保育園サーベイランス導入

感染症対策を推進するため、国立感染症研究所感染症情報センターが開発した保育園サーベイランス（保育園欠席者・発症者情報収集システム）を各保育園に導入し、看護師等が中心となった感染症対策を図る。

④ 保育所感染症対策事業

保育中に体調不良となった子どもを保護者が迎えにくるまでの間、看護師等による緊急的な対応を図るとともに、園内での感染拡大を防止するために、医務室に空気清浄機の設置を促進させる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内（佐賀県内）の保育所及び今後設置予定の保育所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

佐賀県内において乳児を4人以上6人未満入所させている保育所について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなす。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置の適用の意向を既に示している保育所（174施設、0歳児数795名。いずれも平成23年4月1日における予定）については、構造改革特別区域計画の認定日から特例措置を適用することとする。

また、今後、当該特例措置の適用の意向を示す保育所については、当該保育所における乳児数及び看護師等の配置状況などが確認できる事業計画書を審査したうえで、当該特例措置を適用することとする。

なお、看護師等が円滑に保育所での業務を遂行できるよう研修会を開催するなど、保育の質の維持及び向上を図るものとする。